

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 外資系企業の取扱い (企業. 職業別 :
石油資本) (6)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43475

關係記錄

局長
 総務参事官
 北米局長
 米國力ケ課長
 参事官
 アジア課長
 北米課長
 秘
 まで

米系石油資本の沖縄進出計画に
 関する外務省見解について

昭和22.9.18
 北米課

今般總理府特連局より、別添9月7日付
 總特決3135号公信により、「米系石油資
 本の沖縄進出」について本省の見解を求め
 られた。当課は、通商省関係課の非公
 式見解等を聴取の上、別添の如き試案を
 作成した。右に用い、行分のコメントを
 得た。ここに本願の如し。

米系石油資本の沖縄進出計画に
 関する外務省見解 (試案)

昭和22年9月18日
 北米課

1. 本件を短期的の観点より見れば、先づ沖縄
 におけるプラス面を、次の如き点に挙げて
 示される。
- (1) 外資導入による沖縄産業の発展促進
 - (2) 外資系企業進出による沖縄住民の雇用拡大
 - (3) 関連企業(建設、運輸、土木等)の業務
 増大による経営規模の拡大に伴う企業
 活動の活性化促進による雇用の増大
- 他方、沖縄を本島に對するマイナス面として
 考へられるものは、当面少くはないと思われ。即ち、
- (1) 勿論、對沖縄向石油製品輸出は

僅少であり(1966年557万バレル)、沖縄の民需(1日当り約23万3000ガロンといわれる)も今後著増増大を思われる。

(2) わが国、諸外国向け石油製品輸出は将来とも多少伸びの可能性は少ない。(製品輸出は梱包費、輸送費、割高を要し、現地の精製所を建設するのは、到底立ち打てず、現に東南アジアに多少の小規模なものが、精製工場を所有し、自給政策を打ち出している国が多い)

(3) わが国は、原油の輸入は自由化し、製品輸入は自由化し、現在のわが国精製能力は220万バレルで、将来35%増産を見込める。今回計画されたものは、精製工場を稼働し、これに打撃を蒙る

ことは少ない。

(4) 但し、カサガ-は第三次計画に於いて、硫黄プラントの追加を計画しているが、これは実施、稼働された場合、本土の石油化学工業などに、対外輸出に影響を及ぼすことは考えられる。

2. 問題点として、長期的観点から、最近米系石油会社が何故か、多数沖縄進出を計画しているが、その意向が那邊にあるかを見きわめることは重要である。即ち

(1) 今回沖縄進出計画を積極的に推進し、これら外国石油会社は、ガルフ、カサガ-等本土に資本進出しているものもあり、特にガルフは本土精製会社(出光等)に原油を

供給に、

中心国政府、既存会社以外、外国系

石油会社の本土進出を認め、方針に
よる。このため、この等の石油会社上

、これ、先ず沖縄に進出、将来施政権
返還後既得権として同社、本土進出を

主張する意向を有し、この等の進出を
懐疑し、成り立たない。

(二) この等の計画によれば、沖縄に原油及び
精油貯蔵所を建設するに、精製工場、

建設中、同社提出の事業計画書に記載
の通り、専ら琉球諸国向輸出を目的と
す。

沖縄産貯蔵所を認め、将来精製
工場併置を考慮し、この等の進出を

他方、カスター、エソン等の精製工場建設に
当初の計画に、この会社が、~~主張す~~

~~し~~、琉球、東南部地域への道路拡張に
備え、この供給力の増大を目的とし、

この主張は、この地域の需給見通しを
み、一応肯定するに、この施政

権返還後に、本土への外資導入に結び
つたものと見られ、保証する。

(三) 従って、琉球政府は、地場産業開発、地位
と雇用増大の見地のみならず、本土との

関係も考慮するに、一方、この会社が
社の進出を認めると、施政権返還後に

この中心国全体の石油行状、石油需給
均衡の面も多大の影響を及ぼす懸念がある。

上記2.の事情も鑑み、本件は、内閣、各省の意見と充分強取し、将来のわが国の石油行政、需給関係の観点から、必要に応じて琉球政府に勧告する必要があると思料される。

北米課長
アジア課長
国際機関第二課長
米国カナダ課長
経済局長
総務参事官

秘
無期限

米系資本の沖縄進出に関する
経済局見解のメモ

42.9.30

経済局

1. 最近米国系の石油会社が相ついで沖縄に進出しようとしているが、この問題は外資の沖縄進出問題の一環として検討すべきである。本ペーパーにおいては、次の二点を前提として本問題を検討することとする。

(i) 沖縄の施政権は早晚日本に返還される
(ii) 考慮短期的は影響のみならず、長期的な観点も

加味して考へる必要があること。

(2) (ii) 施政権が米国の手中にある限り、沖縄における

すべての問題につき最終的な意志決定は当然のこと

ながら、法的にはわが国政府が介入する^{子余の母の}

が、施政権返還が滞港に論議されている現在

日本政府としては沖縄に対する外資進出問題に

ついても考へ方を整理し、必要があれば琉球

政府又は米^(例)本国政府に対し我方の見解を

伝えるべきである。

2. 外資の沖縄進出問題は先ず次の三つの観点から

検討すべきである。即ち (i) 外資導入が

(ii) 外資導入が施政権返還後の~~沖縄~~沖縄に与える影響

現時点で沖縄に与える影響 (iii) 施政権

返還後沖縄^{既に}にある外資が本土乃至日本全体

に与えるべき影響である。(外資としては米系

資本のみならず、第三国の企業進出も理論的

には一応考へられるが、現実には米系企業

を念頭において良しと思われる。)

(iv) 現時点で沖縄に与える影響

沖縄は各経済発展段階が低く、民族資本は

貧弱で、日本政府による援助は最近かなり

増額されているものの、日本側のインフラによる

本格的な南進計画は未だ決定されていない。

従って外資の進出により、関連企業の業務拡大も
 含めて沖縄の産業開発及び雇用増大が促進さ
 れ、住民の福祉に好影響を与えと予想される。
 また経済的にも軍事基地に頼る沖縄で外
 資であれ大規模な投資が行われることは
 基地経済といわれる状況から少しでも脱皮す
 ることになるであろう。勿論沖縄に続々と~~米~~^米
 系資本が進出し、沖縄経済の相当の部分と
 占めるような事態が現出すれば、沖縄住民
 に対しかなりの心理的影響を与えらるゝことも
 沖縄における植民地色が濃くしかぬな...と云う

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

懸念もあるが、^{他国}沖縄経済の規模を考へると
 経済各分野における大規模な米系資本の進出
 は考へられべきであろう。~~しかしながら沖縄が~~
~~米系資本の完全な支配下に置かれてしまふこと~~
~~は経済的、政治的、社会的に好まらぬこと~~
~~は云々である。~~ 現在懸案となっている
 (沖縄復帰)
 米系石油資本の進出に因りて之を~~政治的~~
~~社会的~~ (インパクトは心配しなくてもいい)と云う。
 (注) 外資導入が施政権返還後の^{懸念}沖縄における~~外資~~
 将来沖縄が返還された場合、本土における対内
 直接投資の自由化の進捗度(及びそれに伴う)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

外資進出)と沖縄におけるそれとの間に
 大きなアンバランスが生じると返還後の国内
 (1972年)資本自由化(向)懸念(向)通、産業政策の(進行
 上)諸政策上 ~~懸念~~ 問題が生じると云える
 であろう。~~懸念~~ 本土における外資の占める
 割合と今後沖縄に ~~懸念~~ 外資が活発に
 進出したとすれば ^{5%} 支配率との間には相当の隔差
 が存することになるであろうことは想像に
 難くない。^(しかし) ~~懸念~~ 沖縄のような遠隔地で
 産業開発の面での魅力に ^食 乏しい地域には
 返還後といえども日本本土からの資本進出が
 急速に行われたいのではまいかとも思われ

その不足を外資で補うのでありと割り切って
 考へることもできるであろう。また現在わか
 国が ^か 1歩を踏み出したばかりの対内直接投資
 の自由化について云えば沖縄が返還後の
 自由化が ~~懸念~~ 相当遅滞(28%) 沖縄(15%)
 頃になれば本土における ^か 外資の存在が今の
 時点で心配する程の困難な問題を惹起する
 怖れはなからうと云える。しかし将来国内経済
 政策あるいは社会政策の遂行にあつて外資
 進出率の高「沖縄場」という特殊地域も
 かつ云ふことは種々の困難を招来する可能性
 もある。しかしながら ^{当面} 前述のように石油以
 外

外の経済各分野に外資が^{進出}して
 (積極的) ~~する~~
 くることは考えられず、~~その~~ (沖縄の
 返還) ~~が~~ ~~その~~ ~~ため~~
 本土復帰の際には沖縄に^{進出}している
 (既) ~~外~~
 外資の扱^方について別途十分検討
 しておく必要があるべく、~~後~~ 沖縄の
 石油産業が今後大巾に外資の支配下
 に置かれるようになった場合、復帰前
 日本本土市場に対し獲得したシェアの扱^方
 にも考慮しておく必要がある。
 (3) 施政権返還後沖縄に既に
 ある外資が本土に

反ぼす影響
 返還後予想されるもう一つの問題は沖縄にある
 外資の本土進出問題である。最近は沖縄
 に進出して来た米系石油会社については、沖
 縄の地理的位置からして、その目的を極東
 諸国への中継基地設定とみることも一応不可能
 ではないが、沖縄返還問題が公然と論議
 され始めた時期にあつたので、米系石油会社
 それも特に従来日本市場に入つていない会社
 が沖縄に拠点を求めているという事実からすると
 とそれが返還後の本土進出を目的としたもので

はな...の憶測が必ずしも当を得ていないとは
 云えな...であらう。前述したように沖縄の
 施政権が返還される時侯において本土におけ
 る資本自由化がどの程度進捗しているかの問題
 とも関連するが、沖縄で外資により生産される
 製品については本土に持ち込まれることを何ら制
 限しえな...が(現在もほぼ同様)、非自由化業種で
 ある限り外資は増資についても要許可となっており
 本土における工場新設等を十分コントロールする。
 以上の論点をまとめ、当面の石油産業分野への
 米国系資本の進出について云えば、比較的、低負担

①
②
③
④

地域である沖縄の経済発展の促進が期待でき
 ず
 長期的にみても特別の幣安は予想されず、今回
 積極的にわが方の見解を米側~~と~~或いは沖縄
 側に伝える必要はな...であらう。しかしながら
 わが方としてはこれを契機として米国資本が続々
 と沖縄に進出すれば(その可能性はな...が)
 経済的にも大きく米軍基地に依存している沖縄が
 更に米国系企業^の経済的支配下におかれること
 が~~教養権返還~~その他の~~事項~~で政府が
 努力して来た沖縄と日本本土との^{一体}同質化政策
 の目標に逆行することになるので、わが方としても

①
②
③
④

外資の沖縄進出状況につき十分フォローしておく

へまであらう。

特別通達 昭 2 年 11 月 4 日

通商産業省



42 通局第 8 / 4 号

昭和 42 年 11 月 4 日

総理府特別地域連絡局長 殿

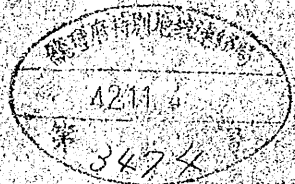
通商産業省通商局長



沖縄への石油外資の進出について

昭和 42 年 9 月 7 日付け総特第 3 / 35 号および昭和 42 年 10 月 19 日付け総特第 3797 号をもつてご照会のおつた標記の件に関する当省の見解は、別紙のとおりですから、那覇日本政府南方連絡事務所長あてよろしくお伝え願います。

なお、本件については、秘扱いとして下さい。



通商産業省

別紙 2

石油精製に関する外資の沖縄への進出について

今般の石油精製に関する沖縄への外資進出の認可にあつては、石油精製業のエネルギー基幹産業としての特質等にかんがみ、下記の諸点に留意されて、特に将来の施政権返還に伴う移行が円滑に行なわれるよう十分に御配慮の上、処理されることを希望します。

なお、本問題に関し、琉球政府の責任者と当省の責任者との意見交換の機会が与えられれば、まことに幸甚です。

なお、本件については、秘扱いとして下さい。

記

1. 現在、日本本土は、石油業法および外資に関する法律の運用上、新たな外資の進出は認めていないし、また既存の企業についても、石油精製業者の外資比率は、50%以下としている。この方針は、今後も、石油精製に関する外資政策の基本として維持されるであろう。
2. したがって、沖縄における石油精製企業の認可にあつ

通 商 産 業 省

でも、1の方針との調和を十分念頭に置かれて措置された
い。

〔注1〕 上記のことを、より具体的に敷衍すれば、沖縄
における石油精製企業は、以下の要件をみたしたも
のであることが望ましい。

- (1) 日本本土の石油資本が参加した合併企業である
こと。
- (2) 進出外資は、日本本土に既に進出済みの外資で
あること。

〔注2〕 特に、将来日本本土復帰後、沖縄の石油精製企
業として存続して行くためには、これらの要件をみ
たしていることが必要と考えられる。

〔注3〕 なお、将来日本本土復帰後の本土の石油精製企
業としての受入れについては、当分の間の経過的措
置が必要となろう。

3. なお、日本本土復帰以前において、沖縄の製油所から本
土向けの製品の輸出が行なわれるときは、その態様によ
っては、日本本土の石油精製企業に対して影響を及ぼすもの

通 商 産 業 省

と考えられるので、その認可にあつては、沖縄の内需お
よび東南アジア向け輸出を中心とした妥当な規模のものど
されることを希望する。

北米課長 米田カナダ課長

経済局長
次長
総務参事
アジア課長

米系石油資本の沖縄産出に因つた
通産省の見解

42.11.8
経亜

本件に因り、11月6日通産省鉱山局石油計画課
棚橋事務官より聴取したところ次のとおり。

1. 現在左記の4社が認可申請を行つてゐる。

(1) カルフ・オイル・コーポレーション

宮城島、伊計島に約60万坪の土地を確保

1. C.T.S. (原油貯蔵タンク基地) につては既に

琉球政府より建設許可を得た。また、精油所
は日産10万バレルのもの申請中である。

(2) カルフ・オイル・テキサス・オイル (カルテックス)

当初日産28500バレルの精油所を申請した。

GA-6

外務省

その後、4万バレルに修正申請した。

(3) カパー・セメント・アント・ジフサム

本社はセメントやアルミニウムのメーカーであるが、日産
15000バレルの精油所建設を申請中である。

(4) エッソ・スタンダード・オイル

日産8万バレルの精油所建設を申請中。

上記の申請では、経営形態、資本構成は必ずしも
明らかでなく、現地法人にすぎず、未資本の出先は

どうか、民族資本を入れたか等の問題がある。2) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (1000)

を設立したと言つてゐるようだが、これは未確定である。
また、カパーは沖縄石油化学なる会社を設立し、

カパー側51%、沖縄側民族資本49%の出资比例に
なつた旨述べた趣意であるが、これも未確定である。

GA-6

外務省

又 本件について 那覇 南方連絡事務所より
総理府の特別地域連絡局を通じて アトラン

を求めた。 通産省としては 石油業法に
了厳しき規制があることでもあり、 沖縄返還後

本土業界との関係がスムーズにゆくようにとの
所謂 外資三原則は、

- ① 外資と本邦企業の場合 1社対1社とする。
- ② 外資は 50% 以下とする。

③ エネルギー原油(フリーハンドの場合)の割合は
外資の出資比率以下にとどめる。

というところである。 これを前提として アトラン
を了了後)である。 たい、琉球政府に日本の

石油政策に基づく規制を押しつけたわけには行かず
表現の問題で苦慮しているところである。

具体的なペーパーは目下検討中であるか
通商局市場三課、総理府と通して手交した

ことになったよう、

3. 通産省としては、沖縄への急激な外資進出

の意思をばかりかねている。 最終的には本土と陸
を自主しようという向ともあるか、 精油所を建設しても

沖縄返還までの間、採算に合うものかという
疑問である。 沖縄の内需に見合った精油設備

であれば問題ないか、 これは日産 2万バレル程度で
足りる。 他方、東南アジア市場の需要も正確には

把握できない。

日石・カルテックスの場合、従来 沖縄市場を

握っていた経緯から、防衛的な意味のものも解
了か、 他の方社の進出意図は不明である。

4. 外資の進出目標年次は3~4年先の
こと、思われたが、実際に精油所が建設された

場合、後戻りの段階では、沖縄に本土に輸入
軽油、重油の数量割当(原油は自由化)の問題と

なされたかも知れない。輸入割当はグローバルなもの
であるが、沖縄を別枠にせよとか、或は沖縄を

若くしてグローバルな割当そのものをやせよとい
うようなことになっては困る。

また、後戻り後は、本土業界との関係が内
題になろう。通産省としては、これらの外資会社

Yuhara & Co., Ltd.
が、沖縄返還後、本土にありものと同一取扱に
を要するかどうかについては、否定的に答えている。

これらの会社は、石油業法の規制を避けた
ため、後戻り直前の設立を阻ったものかも知れないが

も、彼等の既得権の主張を認めなければ、
石油業法の規制は減茶苦茶になってしまふ。

私見ではあるが、何らかの過渡的調整措置が
必要になると思う。

5. (当方への質問に対し)

○ 今回の外資進出の動きに対する、本邦業界
の反応は、概して冷静である。

○ 精油所設立の許可を受けてから、何時までに
建設せねばならぬという時間的制限、期限とい
うものは無い模様である。許可を受け、それを握った

る、様子を見ようということもあるかも知れない。

○ 石油精製以外に、自動車産業、電子工業等の

沖縄への外資進出内題で、関係局課から
アプローチを受けたことはない。
(という)

○ 石油精製産業は、わが国の資本自由化では最も遅れた分野に存した。

北

石油計画
たばこ橋

第 国会 (参)

十月十日(前・後) 参 予 算 委 員 会

川崎 青 石 (社)

通商産業省

問 外 口 石 油 計 画 本 が 沖 縄 に 進 出 し よ う と し て
い る と 聞 く が 一 本 に 対 し て 日 本 の 考 え の 如 何

(答) 沖 縄 に お い て 石 油 精 製 を 行 な お う と し て

申 請 中 の 外 資 は カ ン ン 等 四 社 と 有 る。

現 在 日 本 本 土 に お い て は 石 油 専 法 未

よ い 外 資 の 運 用 に 関 す る 法 律 の 運 用 上

外 資 比 率 を 五 十 パ ー セ ン ト 以 下 に す る 等

(対 総 理 懇 話 会 同)

通商産業省

の 所 要 の 規 制 措 置 を 講 じ て 行 っ て 居 る。

琉 球 政 府 が 今 後 沖 縄 に お い て 石 油 精

製 業 の 認 可 を 行 な う 場 合 に は 一 方 針

と の 調 和 を 十 分 念 頭 に 置 か れ て 措 置

を 採 る よう 期 待 し た い。

石 油 計 画 課 長 半 沢 治 雄

総 務 課 長 岡 崎 良 孝

米系石油企業の沖繩進出口用子
関係各省會議の経過

總理府特達局長の12月6日總理府
に於て本件會議(外務、通商、大藏各省)の

開催の由、各省の總理府に回答の
外幣石油企業の沖繩進出口用子見解(副

添付参照)の^{各省の}補正説明を行つた
總理府に於て補正説明の適宜取扱い

別添各省回答とともに南連事務所長に送付し、
右と同所長の判断に基き^(参考)し

琉球政府に傳之せしものこと。(当省呈請
松浦、空、本、北米各州出席)。T.A. 2A
本件會議の経過及び各省の意見の概略を
各省說明中特記するは其下記のとおり。

各省說明中特記するは其下記のとおり。
1. 通商省

(1) 基本的には、沖繩の近き将来運還
の必要に於て、運還後において

沖繩と本土に異なる性格の外資会社が
存在するに於て、通商省の

考案の基調に於て、

(2) かの米系石油企業の沖繩進出の

真の目的が那辺にあるか予測し難い
申請(2)の精油工場規模等の想像

すべし、最終的には沖繩の運還後において
既得権を主張し、本土に進出を自認する

ことを見出し、この点に於て「裏口
入子」を許すことは避けるべきと考へる。

(3) 現行石油業法は free hand に基本とし、
沖繩の進出する米系石油企業に

方針に及ぶものも、その中、石油政策
に於いては、将来本土に於ける石油政策

上の対策は、ある程度変更が必要かも知れないが、現時点に於いては、別添の信に述べ

た通産省の政策、基本方針は、琉球政府側
に傳へておきたい必要と考へた。但し琉球政
府側には、その旨を十分に説明する必要がある

2. 外務省

(1) 現在 ^{琉球政府} 沖縄に於ける 1958年指令第11号
(外資導入に關する)

(琉球列島に於ける外国人の移住)に於いて

100%の外資導入を認め、^{琉球政府} 従つて琉球
に於ける外資導入を認める

外資規制上、日琉間には、わが国のケルソウが
あり、琉球側には、直接に本土と同じに

せよといふことは無理なところ

(2) 従来自立の程の外国企業の進出が

沖縄に於いて、今日の米系石油企
業の進出に關する計画は、同地

域の産業開発に貢獻するに於いて、
考へ、(多用途用、建設資材等、需要)

の増大が、石油政策上の問題となり、沖縄の産業開
発に於ける重要なポイントとなる

規模は不明であるが、^{琉球政府} 中米間の困難を
考慮し、^{琉球政府} 調整の方向に検討

して、^{琉球政府} 進出の許し
は、沖縄返還時に、^{琉球政府} コントロールする

3) 通産省の回答は、結局本土に既に

進出しているカルテックス等の外資比率を考
へ、^{琉球政府} エソソの2社1か、沖縄に進出さ

せる2社1かを、^{琉球政府} 進出準備を認める

として、^{琉球政府} 最も積極的のカルテックス進

出の許しを、^{琉球政府} 5社2か、^{琉球政府} 10社1か

GA-6 沖縄の米系石油政策、^{琉球政府} 中米間の困難を考慮し、^{琉球政府} 調整の方向に検討

7月21日金指局と閣議の22日及び23日

~~(通産省) 石油の価格の低下に
手配 製油地帯の沖縄の需要の増大~~

~~精製石油の価格の低下に
手配 製油地帯の沖縄の需要の増大~~

3. 大蔵省

(1) 基本的に通産省の同意を得る。

(2) 外資法上、出来上りの13%の増額

増額は困難であり、また認可の件数は
近年の外資の入り込みの沖縄の企業は存在

13%の増額が生じた場合の増額
因既存外資企業との整調の困難等

増額を念頭に5%の増額を認め

(3) 通産省、「外資比率50%以下に今後

石油精製に用いる外資政策の基本と

12 維持を申し渡すことと認め

政府は傳説の22日中大蔵省の反対あり。

20 英米固定の相場あり。

秘
無期限

経済局長 (総務参事官) 北米局長
次長 国際機関課長 参事官
了了課長
2 copy 12.3.8
米国内務課長 北米課長

42.12.9
北米課

米系石油企業の沖縄進出に関する
関係各省会議について

総理府特運局主催のものとして、12月6日総理府
において本件会議(外務、通産、大蔵各省)が

開催され、その各省の総理府に回答した
米系石油企業の沖縄進出に関する見解(別

添削参照)について各省より補足説明を行
ったこと、当府は政府統一見解をまとめた

ことばせすして、総理府において右補足
説明を適宜取纏り、別添各省回答として

南連事務所長に送付し、右と同所長の判
断に基づき、必要があれば、L.A.に

琉球政府に伝えしこととした。(当
省呈送 松浦、聖ア本田、北米吉川出席)。

なお、国会で本問題が取り上げられた際
は総理府が各省と連絡の上、回答を作成

することとした。
各省説明中特記すべき点下記のとおり。

1. 通産省

(1) 基本的には、沖縄付近の将来運送

のことは念頭に置き、運送後については
沖縄と本土に異なった性格の外資会社が

存在することは困難といえるが、通産省の
考案の基調である。

(2) ガルノ等米系石油企業、沖縄進出の
真の目的が、那邊にあるか、予測し難い。

申請(2)の精油工場規模等、想像
すれば、最終的には沖縄の返還後、

2) 2 既得権を主張し、本土に進出を
自論してゐると思ふ、この点もいふわけ

「重口入港」を許すことは避けたい
と考へる。

(3) 現行石油業法は free hand を基本と
してゐる。沖縄に進出する米系石油企業
(4) の費用等請と排除料)

この方針に及ぶものは、そのことば
認めらるゝ。將來本土に於ける石油

事業政策上の対策は、そのうち変更
するかも知れない。現時点に於いては

別添公信に述べた通り、通産省の政策基本
方針を琉球政府側に傳へておくことは

必要と考へる。但し、琉球政府のことは
全面的に復入をせよと考へてゐる。

2. 外務省

(1) 現在琉球政府が 1958 年布令第 11 号

(琉球列島に於ける外国人の投資) に於て
外資導入を規制しており、100% の外資

導入を排除してゐる。従つて、現状
では、外資規制と日琉間には、その

ギャップがあり、琉球側には、ま直ちに本
土と同じにせよといふことは無理である。

(2) 従来自立の程の外国企業、進出
は、沖縄にとつて、今日の米系石油

企業、進出計画は、同地域の産業用
等に貢献するかどうかを考慮して

(労働雇用、建設資材等、需要の規模は
不明である)、中米国の石油政策との

関連はどうか、沖縄の経済開発とどう
進むかという観点から検討すべきで

ある。

(3) 通産省の回答によれば、結局本土に

既に進出しているカルテックスと外資
比率を変えればエツソの二社にも、沖縄

に進出できるというに依り、この二社に
先ず向け最も積極的に進出準備を進

めたいと思われ、カルテックスの進出は許さ
れないことになり、その方がいいか。

カルテックスとカルテックスの進出するかと
いう点、沖縄の本土復帰の際、中米国

の石油政策上、その程度の問題がある。
またその際、沖縄で精製した石油の本土

持ち込みについては、過渡的にコンベールする
ための別途措置を考慮する必要がある。

3. 大蔵省

(1) 外資法上、出来上りしたものを規

制することは困難であり、また認可しただけ
比率で外資が入っている沖縄の企業が

存在しているという事態が生じた場合、
中米国既存外資企業との(整調)の困難等

を充分念頭に置いてほしい。

(2) 通産省の「外資比率50%以下を今後

石油精製、關於外資政策、基本上
維持其現狀、此種維持、

政府、傳之、此種維持、大藏省、及對
外、此種維持、固、定、的、在、此、種、維持、中、

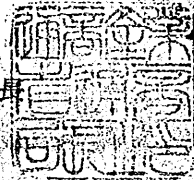
通商産業省



「 2 通局第 8 / 4 号
昭和 4 2 年 / 1 月 4 日

総理府特別地域連絡局長 殿

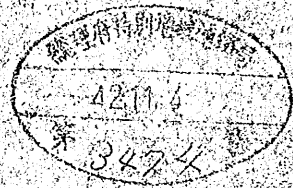
通商産業省通商局長



沖縄への石油外資の進出について

昭和 4 2 年 9 月 7 日付け総特第 3 / 3 5 号および昭和 4 2 年
1 0 月 1 9 日付け総特第 3 7 9 7 号をもつてご照会のあつた標
記の件に関する当省の見解は、別紙のとおりですから、那覇日
本政府南方連絡事務所長あてよろしくお伝え願います。

なお、本件については、秘扱いとして下さい。



通商産業省

別紙 *

石油精製に関する外資の沖縄への進出
について

今後石油精製に関する沖縄への外資進出の認可にあつ
ては、石油精製業のエネルギー基幹産業としての特質等にか
んがみ、下記の諸点に留意されて、特に将来の施政権返還に
伴う移行が円滑に行なわれるよう十分に御配慮の上、処理さ
れることを希望します。

なお、本問題に関し、琉球政府の責任者と当省の責任者と
の意見交換の機会が与えられれば、まことに幸甚です。

なお、本件については、秘扱いとして下さい。

記

1. 現在、日本本土は、石油業法および外資に関する法律の
運用上、新たな外資の進出は認めていないし、また既存の
企業についても、石油精製業者の外資比率は、50%以下
としている。この方針は、今後も、石油精製に関する外資
政策の基本として維持されるであろう。
2. したがって、沖縄における石油精製企業の認可にあつ

通 商 産 業 省

ても、1の方針との調和を十分念頭に置かれて措置された
い。

〔注1〕 上記のことを、より具体的に敷衍すれば、沖縄
における石油精製企業は、以下の要件をみたしたも
のであることが望ましい。

(1) 日本本土の石油資本が参加した合弁企業である
こと。

(2) 進出外資は、日本本土に既に進出済みの外資で
あること。

〔注2〕 特に、将来日本本土復帰後、沖縄の石油精製企
業として存続して行くためには、これらの要件をみ
たしていることが必要と考えられる。

〔注3〕 なお、将来日本本土復帰後の本土の石油精製企
業としての受入れについては、当分の間の経過的措
置が必要となろう。

3. なお、日本本土復帰以前において、沖縄の製油所から本
土向けの製品の輸出が行なわれるときは、その懸念によ
ては、日本本土の石油精製企業に対して影響を及ぼすもの

通 商 産 業 省

と考えられるので、その認可にあつては、沖縄の内需を
よび東南アジア向け輸出を中心とした妥当な規模のもの
とされることを希望する。

大 蔵 省

総国際第2722号

昭和42年11月22日

総理府特別地域連絡局長 殿

大蔵省国際金融局長 柏木 雄介

米系石油資本の沖縄進出について

昭和42年9月7日付貴信で照会のあつた標記の件について、当局の意見次のとおり回答する。

記

- 1 ご承知のとおり、外資審議会の答申に基づき行なわれた対内直接投資等の自由化に関する閣議決定によつて、本年7月1日から50業種の自由化が実施されるとともに今後の自由化の進め方が明らかにされている。(別添外資審議会答申および閣議決定参照)
- 2 同閣議決定にもられた今後の自由化の進め方に照らして考えると、施政権返還の時点において、いまだわが国

大 蔵 省

の外資規制上、その業種について認可しがたい比率まで外資の入つている沖縄の企業が存在しているという事態が生じた場合には、その企業の事業活動とわが国の外資規制との調整が困難になるおそれがある。

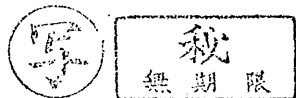
したがつて、外資規制上の取扱に関して、施政権返還時の処理を円滑に行なうためには、琉球政府が自由化に関するわが国政府の方針とその実際の運用を考慮し、できる限りそれとの調和をはかりつつ外資導入を許可することが望ましいと考える。

別添資料： 外資審議会答申（対内直接投資等の自由化についての閣議決定及び官房長官談話を含む。）

2部

42.11.24

3636



外務省

米北第818号

昭和42年10月25日

総理府特別地域連絡局長 殿

外務省北米局長

米系石油資本の沖縄進出に
ついて

9月7日付賢信総特第3135号末段に関し、
米系石油資本の沖縄進出についての当省の見
解取りまとめ、下記のとおり回答いたします。

記

1. 外資の沖縄進出問題はまず次の三つの観点
から検討すべきであろう。すなわち、(1)外資
導入が現時点で沖縄に与える影響、(2)外資導
入が施政権返還後の「沖縄県」に与えるべき
影響、(3)施政権返還後沖縄に既にある外資が

外務省

2

本土ないし日本全体に与えらるべき影響である。
(外資としては米系資本のみならず、第三國
の企業進出も理論的には一応考えられるが現
実には米系企業を念頭において良いと思わ
れる。)

(1) 現時点で沖縄に与える影響

沖縄は経済発展段階が低く、現地資本は
微弱で、日本政府による援助は最近かなり
増額されているものの日本側のイニシアチ
ブによる本格的な開発計画は未だ作定され
ていない。従つて外資の進出により関連企
業の業務拡大も含めて沖縄の産業開発及び
雇用増大が促進され、住民の福祉に好影響
を与えると予想される。

また経済的にも軍事基地に頼る沖縄で外
資であれ大規模な投資が行なわれることは
基地経済といわれる状況から少しでも脱皮
することになるであろう。もちろん沖縄に
続々と米系資本が進出し、沖縄経済の相

当の部分占めるような事態が現出すれば、沖縄住民に対しかなりの心理的影響を与えるかもしれない。沖縄における植民地色を濃くしかねないという懸念もあるが、他面、沖縄経済の規模等を考えると経済各分野における大規模な米国資本の進出は考えられない。現在懸案となつていゝる米国系石油資本の進出に関していえば、沖縄住民に与える心理的インパクトは心配しなくてもいいのではないかと思われる。

(2) 外資導入が施政権返還後の「沖縄県」に与えるべき影響

将来沖縄が返還された場合、本土における対内直接投資の自由化の進捗度（及びそれに伴う外資進出）と沖縄におけるそれとの間に大きなアンバランスが生じると返還後の国内経済政策上（例えば、資本自由化問題との関連、産業政策の遂行上）問題が生じると言えるであろう。本土における外

資の占める割合と今後沖縄に外資が活発に進出したとすればその支配率との間には相当の隔差が存することになるであろうことは想像に難くない。しかし沖縄のような遠隔地で産業開発の面での魅力に乏しい地域には返還後といえども日本本土からの資本進出が急速に行なわれたいのではないかと考えられ、その不足を外資で補うのであると割りきつて考えることもできるであろう。また現在わが国が第一歩を踏み出したばかりの対内直接投資の自由化についていえば沖縄が返還される頃になれば本土における自由化が相当進捗しており、沖縄における外資の存在が今の時点で心配する程の困難な問題を惹起する怖れはなからうといえる。しかし将来国内経済政策あるいは社会政策の遂行にあつて外資進出率の高い「沖縄県」という特殊地域をかかえることは種々の困難を招来する可能性も出てくる。前述

のように当面石油以外の経済各分野に外資が積極的に進出してくることは考えられないが、いずれにせよ沖縄の本土復帰の際には沖縄に既に進出している外資の取扱いについて別途十分検討しておく必要があるべく特に沖縄の石油産業が今後大幅に外資の支配下に置かれるようになつた場合、復帰前に日本本土市場において獲得したシェアの扱いは考慮しておく必要がある。

(3) 施政権返還後沖縄に既にある外資が本土に及ぼす影響

返還後予想されるもう一つの問題は沖縄にある外資の本土進出問題である。最近沖縄に進出して来た米系石油会社については、沖縄の地理的位置からして、その目的を極東諸国への中継基地設定とみることも一応不可能ではないが、沖縄返還問題が公然と論議され始めた時期にあいついで米系石油会社、それも特に従来日本市場に入つていな

い会社が沖縄に拠点を求めているという事実からするとそれが返還後の本土進出を目的としたものではないかとの臆測が必ずしも当を得ていないとはいえないかも知れず、一応検討に備しよ。

前述したように沖縄の施政権が返還される時点において本土における資本自由化がどの程度進捗しているかの問題とも関連するが、沖縄で外資により生産される製品については本土に持込まれることを何ら制限しえないが（現在もほぼ同様）、非自由化薬種である限り外資は増資についても要許可となつており本土における工場新設等を十分コントロールする。

2 以上の論点をまとめ、当面の石油産業分野への米系資本の進出については比較的低位発地域である沖縄の経済発展の促進が期待でき、現時点では特別の弊害は予想されないが、沖縄返還時における既存米系石油企業

の取扱いの問題は今から検討しておく必要がある
ろう。また、わが方としてはこれを契機として
米国資本が統々と沖縄に進出するときこ
とがあれば（その可能性は少ないが）経済的
にも大きく米軍基地に依存している沖縄が更
に米国系企業の経済的支配下におかれること
となり政府が努力してきた沖縄と日本本土と
の一体化政策の目標に逆行することになるの
で、わが方としても外資の沖縄進出状況につ
き十分フォローしておくべきであると考える。

米米石油増産の沖縄進出について

昭 43 1 9

参 視

米米石油増産が、^(石油増産)わが国本土にわたり資本自由化政策と合致しない方法で沖縄に進出する場合、将来の沖縄返還の際には本土の外資系石油増産の調整の問題が生じることが予想されること、本件は後述のとおり、考慮すべき。

1 返還が実現すれば、沖縄に対するわが国の完全な主権が回復され、当然本土と同様に行政権の行使が行われること、本土と同様の石油政策をとらなければならない。現行の資本自由化政策は、日米通商航海条約

条約の制約の下に実施されていること、同条約は現在沖縄に適用されず、(同条約議定書第13項) 此の点から、有美群島返還協定第7条と同様の規定を沖縄返還協定中に設け、同条約が沖縄にも適用されること、これを問題とする。

2 現在の沖縄において石油増産、^(米外資系)米国の行政権の下に実施されているものがあるから、わが国とは直接の関係にはないことはいささかも争いが、将来返還の際には生じうる。本土の調整が容易にできる見地から、ごまかす本土に合わせるといふ希望を表明することは可能である。その際、琉球政府に対しては米国内閣に対して申し入れる方が適当であると考へる。(尚、わが国の資本自由化政策が日米友好通商航海条約違反であるとの議論も存在することを考へると、米国内閣にたいする希望を表明することは得難い。尚、わが国は充分検討の要あり)

あり。)
 3. 将来、沖繩返還^{交渉}の際には、米が沖繩時既に
 進出する米と資本の保護を要するとは予想されるが、わが方と
 して、あくまで原則としてわが国の政策に合致する範囲でのみこれに
 対応する^{（米内法等）}との態度が望み^{（よる）}、^{（取扱い）}一定の過渡的猶予期間を認め、米の米
 資本との間の調整手段の方策を考へべきである。この
 ために国内法上とりうる措置等については、その検討を
 要する。^{（本件の直接の先例とはならない）}（因みに、1910年の日韓併合の際には、
 わが国は韓国に存在する米の米の取扱いをある程度
 尊重し、米の輸出入の取扱いを10年間据置^{（米内法）}くする
 旨を一定国に對して行なつた。わが方は、國境の
 猶予期間を当初、4、5年と考へて、^{（米内法）}
 英國政府の態度を考慮し^{（わが方）}、^{（米内法）}更に英國
 政府の強い要請を受け、わが方の韓連併合を承認
 したため、代償として止むを得ず、この米の米の
 3. 外務省

外務省館長
 10年と考へるに、^{（米内法）}米の米の取扱いをある程度
 尊重し、米の輸出入の取扱いを10年間据置^{（米内法）}くする
 旨を一定国に對して行なつた。わが方は、國境の
 猶予期間を当初、4、5年と考へて、^{（米内法）}
 英國政府の態度を考慮し^{（わが方）}、^{（米内法）}更に英國
 政府の強い要請を受け、わが方の韓連併合を承認
 したため、代償として止むを得ず、この米の米の

韓國併合ニ關スル宣言

明治四十三年八月二十九日官報總編輯掲載

韓國併合ノ件ニ關シ帝國政府ハ韓國トノ間ニ條約ヲ有シ又ハ韓國ニ於テ最惠國待遇ヲ享クヘキコトトナリ居リタル獨逸國、亞米利加合衆國、奧地利、洪牙利國、白耳義國、荷蘭、丹抹國、佛蘭西國、大不列顛國、伊太利國及露西亞國ノ各政府ニ對シ左ノ宣言ヲ爲シタリ

明治三十八年日韓協約成リテヨリ茲ニ四年有餘其ノ間日韓兩國政府ハ鐵道韓國施政ヲ改善ニ從事シタリト雖同國現在ノ統治制度ハ尙未ダ十分ニ公共ノ安寧秩序ヲ保持スルニ足ラズ衆民疑懼ノ念ヲ極キ適歸スル所ヲ知ラザルノ狀ナリ韓國ノ靜謐ヲ維持シ國民ノ福利ヲ增進シ併セテ韓國ニ於ケル外國人ヲ安寧ヲ計ルカ爲メ此ノ際現制度ニ對シ根本ノ改革ヲ加フルノ必要アルコト瞭然タルニ至レリ

日韓兩國政府ハ前記ノ必要ニ應ジテ現在ノ事態ヲ改良シ且將來ノ安固ニ對シテ完全ナル保障ヲ與フルノ義務ナルヲ認メ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ承認ヲ經兩國全權委員ヲシテ一ノ條約ヲ締結セシメ然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトトナセリ

該條約ハ八月二十九日ヲ以テ之ヲ公布シ同日ヨリ直ニ之ヲ施行スヘク日本帝國政府ハ同條約ノ結果朝鮮ニ關スル統治ノ全部ヲ擔當スルコトトナレリヲ以テ茲ニ左ノ方針ニ依リ外國人及外國貿易ニ關スル事項ヲ處理スヘキコトヲ表明ス

一、韓國ト列國トノ條約ハ當然無效ニ歸シ日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用セラレヘシ
朝鮮ニ在留スル諸外國人ハ日本法權ノ下ニ於テ事情ノ許ス限日本内地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有シ且其ノ適法ナル既得權ノ保護ヲ受クヘシ

日本帝國政府ハ併合條約施行ノ際現ニ朝鮮ニ於ケル外國領事裁判所ニ繫屬スル事件ハ最終ノ決定ニ至ル迄其ノ裁判ヲ續行セシムルコトヲ承諾スヘシ

二、日本帝國政府ハ從來ノ條約ニ關係ナク今後十年間朝鮮ヨリ外國ニ輸出シ又ハ外國ヨリ朝鮮ニ輸入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル外國船舶ニ對シ現在ト同率ノ輸出入税及噸税ヲ課スヘシ

朝鮮ヨリ日本ニ移出シ又ハ日本ヨリ朝鮮ニ移入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル日本船舶モ亦今後十年間前項ノ貨物及船舶ニ對スルト同率ノ課税ヲ受クルモノトス

三、日本帝國政府ハ今後十年間日本國トノ條約國ノ船舶ニ對

DECLARATIONS AS TO THE ANNEXATION OF KOREA TO THE EMPIRE OF JAPAN.

Published August 29, 1910 (43rd year of Meiji).

(Translation.)
DECLARATION TO GERMANY, THE UNITED STATES OF AMERICA, AUSTRIA-HUNGARY, BELGIUM, CHINA, DENMARK, FRANCE, GREAT BRITAIN, ITALY AND RUSSIA, WHICH HAVE HAD TREATIES WITH KOREA OR HAVE BEEN ENJOYING THE MOST-FAVOURABLE NATION TREATMENT IN KOREA.

Notwithstanding the earnest and laborious work of reforms in the administration of Korea in which the Governments of Japan and Korea have been engaged for more than four years since the conclusion of the Agreement of 1905, the existing system of government in that country has not proved entirely equal to the duty of preserving public order and tranquillity and in addition a spirit of suspicion and mistrust dominates the whole Peninsula. In order to maintain peace and stability in Korea, to promote the prosperity and welfare of Koreans, and at the same time to ensure the safety and repose of foreign residents, it has been made abundantly clear that fundamental changes in the actual regime of government are absolutely essential.

The Governments of Japan and Korea, being convinced of the urgent necessity of introducing reforms responsive to the requirements of the situation and of furnishing sufficient guarantees for the future, have, with the approval of His Majesty the Emperor of Japan and His Majesty the Emperor of Korea, concluded through their respective Plenipotentiaries a Treaty providing for the complete annexation of Korea to the Empire of Japan.

By virtue of that important Act which shall take effect on its promulgation on the 29th August the Imperial Government of Japan undertake the entire government and administration of Korea, and they hereby declare that the matters relating to foreigners and foreign trade in Korea shall be conducted in accordance with the following rules:

(1) The Treaties hitherto concluded by Korea with foreign Powers ceasing to be operative, Japan's existing Treaties will, so far as practicable, be applied to Korea. Foreigners resident in Korea will, so far as conditions permit, enjoy the same rights and immunities as in Japan proper, and the protection of their legally acquired rights, subject in all cases to the jurisdiction of Japan.

The Imperial Government of Japan are ready to consent that the jurisdiction in respect of cases actually pending in any foreign Consular Courts in Korea at the time the Treaty of Annexation takes effect shall remain in such Courts until final decision.

(2) Independently of any conventional engagements formerly existing on the subject, the Imperial Government of Japan will, for a period of ten years, levy upon goods imported into Korea from foreign countries or exported from Korea to foreign countries, and upon foreign vessels entering any of the open ports of Korea, the same import or export duties and the same tonnage dues as under the existing schedules.

The same import or export duties and tonnage dues as those to be levied upon the aforesaid goods and vessels will also, for a period of ten years, be applied in respect of goods imported into Korea from Japan or exported from Korea to Japan, and Japanese vessels entering any of the open ports of Korea.

(3) The Imperial Government of Japan will also permit,

朝鮮開港間及朝鮮開港ト日本開港間ノ沿岸貿易ニ從事ス
ルヲ許スヘシ

四、從來ノ開港場ハ馬山浦ヲ除クノ外舊ニ依リ之ヲ開港トナ
シ更ニ新義州ヲモ開港トシ内外船舶ノ出入及之ニ依ル貨物
ノ輸出入ヲ許スヘシ

帝國政府ハ又亞爾然丁國、伯刺西爾國、智利國、格倫比亞國、
西班牙國、希臘國、墨西哥國、挪威國、和蘭國、秘露國、葡
牙國、暹羅國、瑞典國及瑞西國ノ各政府ニ對シテ宣言ヲ爲
シタリ

明治四十三年八月二十二日日本國ト韓國トノ間ニ締結セラレ
タル條約ニ依リ韓國ハ日本國ニ併合セラレ日本ヨリ日本帝國
ノ一部ヲ成スコトナレリ爾今日本國ト列國トノ現行條約ハ
其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用セラレヘク該現行條約ヲ有スル
列國ノ臣民又ハ人民ハ朝鮮ニ於テ事情ノ許ス限日本内地ニ於
ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有スヘシ

for a period of ten years, vessels under the flags of Powers hav-
ing Treaties with Japan, to engage in the coasting trade between
the open ports of Korea, and between those ports and any open
ports of Japan.

(4) The existing open ports of Korea, with the exception
of Masampo, will be continued as open ports and, in addition,
Shih-Wiju will be newly opened so that vessels, foreign as well
as Japanese, will there be admitted and goods may be imported,
into and exported from those ports.

1. DECLARATION TO ARGENTINE, BRAZIL, CHILE, COLOMBIA,
SPAIN, GREECE, MEXICO, NORWAY, THE NETHERLANDS, PERU,
PORTUGAL, SIAM, SWEDEN AND SWITZERLAND.

By virtue of a Treaty concluded between Japan and Korea,
dated the 22nd August 1910, Korea has been annexed to Japan
and from this date forms an integral part of the Empire of
Japan. Japan's existing Treaties will, so far as practicable, be
applied to Korea, and the subjects and citizens of the powers
having such existing Treaties will, so far as conditions permit,
enjoy in Korea the same rights and immunities as in Japan
proper.

経済局長了承抄
次 森了
総務参事官
アシア課長

北米局長
参事官
北米課長

秘
無期限

コピー
した
り
し
た

米国石油資本の沖縄進出問題

昭和 1. 18
米北 参総

1月17日 千葉 北米課長は 通産省半沢

石油計画課長の来訪を受け、米国石油

資本の沖縄進出問題につき要旨次の

通り会談した。(参総 松浦, 米北

佐藤 同席)

1. 通産省側の説明

(1) 1月17日 朝刊によれば 松岡主席は沖縄

での石油精製業進出を申請中の米国大手石

GA 6

外務省

油会社4社 (ガルフ・カイザー, カルテックス,

ESSO) に対し全て許可を与える旨の

意向を表明した由であるが、通産省の

提示した条件が全く考慮されて

おらず 通産省としては由々しき事態で

あると考えている。(注. 通産省の3条件

とは (i) 日本本土に進出していない新規

石油資本を認めない。(ii) 外資比率を

50以下にする。(iii) 精製能力を沖縄

の需要内におよぼす。

(2) この結果、本土における石油政策と

GA 6

外務省

全く相反する事態が現出するこになる
 のは沖縄の本土との一体化政策に反
 するのではないか。また、4社の申請中の
 精製能力を合わせると^{日産}年間^{バーレル}の数が~~2.5~~
 たり沖縄の^{1.7の消費量}年間需要が^{2.5}バーレル~~2.5~~とあると
 を考えれば、沖縄の本土復帰前においても
 沖縄製石油製品が内地市場を攪乱する
 おそれもある。
 (3) 本件についての通産省の基本的考えは
 関係各省の考えとあわせて^南連事務所^南
 より琉球政府に非公式に伝わっている。

が琉球民政府等米国側には一言も
 申し出ていないのは事である。
 (4) 本件は国会でも取上げられており
 国会で沖縄問題^{委員}協賛会で本件と
 取上げるべきであるか、どうか、という質問が
 出た際には鉱山局長は突差に通産省として
 はその必要なしと答えている旨答えられた。
 (5) しかし松岡主席の上記発言等からみて、
 事態は切迫しておりこの際米国側ル外交
 ルートを通じ正式に本件につき申し入れる
 べきか、どうか、通産省内で検討したいと

思っている。その外、米国側にも、沖縄問題
 協議委員会等の外交ルートを通じ、例えは
 20日の許可供与を延期するなびを申し
 れる事が可能かどうか、外務省の感觸
 とお伺いしたい。

2. 当方の回答

(1) 本件は (i) 米国石油会社 4社の沖縄
 進出申請についてどう考えるか、(ii)
 石油精製施設の完成後沖縄より本土へ
 輸出される石油製品が東邦市場を攪乱
 したらどうするか、(iii) 沖縄の本土復帰の

際、沖縄にある米国石油会社もどう扱
 いか、という3つの問題に分ける。当面の
 問題は (i) で、(ii)、(iii) は別途検討して
 おくべき問題であり、就中 (iii) は将来の

問題ではあるが重要な問題なので省内
 (iii) の問題を念頭として、(ii) の問題を考慮して
 検討している。但し、(ii) については

はその危険性がかなり現実的なものとして
 考えられるようになってから検討すれば
 いいのではないかと。

(2) 米国石油資本の沖縄進出という

当面の問題について限つて言えば、まだ関係

省庁間で意見統一が行なわれておらず外務

大蔵、通産両省では基本的な差はないまでも

若干のギャップがあるのを、総務局を中心に

至急調整の必要がある。

(3) 本件についての通産省の基本的考えは

本土の事情ばかりを考慮して、沖縄の経済

発展を長期的にどう考え、その中で石油

産業の発展をどう評価すべきかという

沖縄側 ^(の準備は十分配慮がある) ~~は之の根拠が~~ 取られている。動向
されるのは総務局の委員会 22 日と 24 日の
22 日の通産 22 日 25 日

(4) 沖縄問題については極めて重要な問題

以外に従来から公式な文書をつまみつけた

はせお、非公式な話し合いを通じて解決を

図って居る中で一般論から云って本件

について公式に申し入れることは好ましく

なく申し入れる ~~としても~~ としても非公式な話

合いという形式が好ましいであろう。

(5) 本件をめぐり最近の動きについても

特に 南運事務所より報告はなく、新南

情報だけでは申し入れの根拠とするには

不十分で、至急、最近の動き、松岡主席の

真意等につき調べる必要がある。

(6) 本件についての日米側の考えを米側

に申入れの外交ルートとしては大抵、大使レベル
 局長・公使レベル、担当官レベル等いろいろ
 ありうるが、沖縄問題全般との関連、
 さらに資本自由化問題との関連（すなわち、
 わが国の外資導入政策に不満を有する
 米国に対し、わが国が本土にしていると
 同様、制限的な政策を沖縄でもとる
 べしと米国側に申入れることの可否）も
 慎重に検討する必要がある。
 (7) いおかしにしても米国側に申入れると
 すればもっと早く、統一見解をまとめる上で

申入れておくべきであつたのであり時期
 遅れの感もある（通産省より琉球政府
 が現状のように通産省の考えを全面的に
 否定する政策をとるとは予想しておらず、少な
 くとも事前には日米側に連絡してくると
 考えていた点で見通しが甘まかつたこと
 回答あり）。
 (8) しかしながら、来たる22日より、総務長官が
 沖縄に赴くので、その際、先方と本件に
 ついて^{非公式に}話し合うよう考えてみることもよい。
 3. こと、あえあ、合意をみる。

以上の意見交換後、とりあえぬ通商省側

と合意をみた諸矣次の通り。

(1) 新聞報道の確認を含め最近の動き

の詳細につき大至急特達局を通じて

南連事務所へ照会する。

(2) 北米深より在京米大使館に対し

本件をめぐり最近の動きについて照会

する。(なお、その際、通商省の心配ぶり

につき若干触れる)

(3) ~~上記に~~大蔵省も含め特達局に

まともな役を以てもらって上記により入手した

諸情報に基づき、本件についての政府として

の見解を打ち出すべく意見調整を計り

あわせて、~~★~~どういう形で米国側に申し入

れるかについても相談する。

(4) 上記(3)のラインに従って沖縄で

話をされるよう総務長官に依頼する。

4. ^{北米深に於し}その後通商省より、通商省は19日、担当官を

沖縄に^(6日)派遣し、事情調査をせしめるとも

琉政に対し、通商省の答^返に^{直接}送附するに

した旨連絡越した。

~~本件~~

北米局長
参事官
アツア課長
北米課長

半日石油資本の沖縄進出について

附 1. 18
米 北

コピー
米
北

取. 18日. 米方連絡事務部長より 総理府特別地域
連絡局長あて 標題の件に関する資料を告次の
通。 (南連登特連死) 要電
通。 (録入) (た南連電報別(年))
(ア: 社に送ら. 特通あり)

「 往復書 13号に因り.

1. 琉球政府は17日午後. 工7%. カイザ- カルチ
クス社を別個に呼び. 12項目の要請条件

(空送)を提示し. その条件を満たす回答を文書
により. 18日までにすれば. 20日までに要請を
午迄旨伝達した。



2. 12項目中 主たるものは外口人の投資に関する
布令第11号の遵守義務のほか. (1)工場敷地

は自由貿易地域の指定をうけること. (4)国内
消費で入札により 販売を許す場合を除き

国内小売を禁ずる. (1)独占行為を禁ずる.
(2)公害措置を構へ. 被害者への補償を行わ

(3)1年以内に着工しない場合は. 免許は失効
する. 等である。

3. 右のほか. 副主席より. 3者に対し口頭にて
精油案績. 輸出案績. 合併見込み等に

つぎ 復問した。

4. 上述とは別に. 外資審議会が同日午後開催
され. 同審議会が 従来として来た内需用

輸出用各1社といふ 基本方針を改め. 上記12条件

を求めたならば、3社とも免許に差支えないとの方針変更を承認した。

5. 本件につき通産省は調査団を派遣する旨当地で囁まれているのをご承知のほど至急御返電ありたい。

6. 以上のとおり、本問題に対する琉球政府の方針は再三にわたり変更し、島内外の不安と不信

を招いたとみる。結局、申請4社も全部免許し、今後1年間の進捗状況を見よとすることに

に結着するものと思われるが、上記12案件は案は、過去のガルフ社免許の際の条件である

ので、ガルフ社に都合よく考へられている点は否定出来ない。なお(?) 琉球政府

としては内閣は1社(ガルフ)に限りたい意向の

ようである。

至急内閣に御連絡ありたい。

以上の報告は18日夕、特選局援助業務課より通産省(市垣3課)及び大蔵省(外資課)並に

当省(北)に電話連絡した由。

米課長 ← 外務省事務官
米國カワタ課長 ← 米國カワタ課長

清文局長へ

米國石油資本の沖合に出入

43.1.23

及び

昨年6月頃の沖合に出入した米國石油資本の出入

の動向は如何にして行船及び地質上之の沖合に

土地所有をめぐらしたるものなるか、殊に米國政府の意向

9月7日 カワタ、米、カワタ、米、カワタ、米、カワタ、米、カワタ、米

カワタ、米、カワタ、米、カワタ、米、カワタ、米、カワタ、米

20312地、投資額(2,200万円)の建設を許可

1. 次いで本年1月20日 下記の米國石油会社に

沖合の石油製糖事業許可の免許を交付した

いふこと。

	投資額(千円)	面積(ヘクタール)
ガルフ	6	10
カワタ	3	3.5
カワタ	4	4
エー	5.5	8
計	18.5	25.5

(経緯)

1. 沖縄の現行外資規制法は、1958年9月

発行の高等弁務官布令第11号「琉球

列島における外国人の投資」である。

この新外資法は島内資本の優先

合弁会社の歓迎、100%外資導入を

含め、元本果実の自由送金制を認

めている。

容年未現在の外資の有効案件

件数は294件で投資額は4,980

万ドルに達した。

GA-6

外務省

図2に従来の投下資本額は1件

平均5~60万ドルであるから、今回の米回

系石油資本は日々はそれの多額の

ものである。

2. 前記牛社の沖縄進出に関する琉

球政府の日本政府打診の回答は

関係省庁間(外務、大蔵、通産、総理府)

での意見統一が行なわれず、総理府は

南連事務所を通じ非公式に各省の意見を

集め、琉球尹政府に伝えた。通産省

意見(4)日本本土の石油資本が参加

GA-6

外務省

した合併事業であること ④ 進出外資は

日本本土に既に進出済みの外資であること)に

特にプライオリティーを付けて各省の意見

それぞれの見解をもつて回答にあてた。

3. 免許認可の条件 ① 沖縄での小売り

販売禁止 ② フリーゾーンの指定など

12項目がからげられていたと伝えられる。

4. 本認可に先立ち、通産省は保官を沖縄に派遣し

琉球政府に対し「沖縄が本土に復帰したあとは

フリーゾーン、外資比率などにつき本土政府の石油政策

に沿って手直しが必要」旨を説明すると共に、認可後

東京においては、関係石油会社責任者に復帰の時点

から全面的に本邦の石油政策を適用し、復帰前後

を通じて日本での石油の製^製精、流通秩序を維持す

るため、必要に応じて各種の調整措置を検討する旨

基本方針を通告した。

5. 23日、琉球政府松岡主席に対し、総理府田中総務

長官は、沖縄側の石油専業地域または沖縄本島

の相当の分野をフリー・ゾーンにしたいとの方針に對し、

「復帰後の沖縄は東南アジアに對する日本の経済進出

の拠点となる。その意味でフリー・ゾーン化は検討に値

する」旨発言したと伝えられており、

(問題点)

わが方の本件に對する問題点は次の²点である。

1) 石油精製施設の完成後、沖縄より本土に輸出さ

れる石油製品が本邦市場を攪乱し得るおそれがある。

2) 沖縄の本土復帰の際、沖縄にある米国籍資本を

どう扱うか。

経済局長
次長
総務参事官
アジア課長
米国方針課長
国際機関第二課長

別途
回覧
中

北米局長
北米課長
1/27 1/27

秘
無期限

コピー
未
ス
シ
ル

米石油資本の沖縄進出問題

(西中通産事務官の出張報告)

4.1.25

米北、経産

1月19日より沖縄に出張し、22日帰京した通産省石油計画課西中課長補佐は、当省の求めに応じ、24日午後千葉県北米課長を来訪、米国系石油会社の進出に対し琉球政社が許可を与えた経緯等につき次のとおり説明した。

(聖ア、秋保課長心得、米北堂、映、至総大和田同席)

なお、同課長補佐は許可書授与に先立ち琉球政社副首席通産局長等と会談したが、本件報告は、その際に聴取したことを中心としたものであり、また、米側とは全く接触しなかった由

西中課長補佐の説明

1. 許可付与の経緯

沖縄には従来 free trade zone の制創が

あり、今回の米石油業者の進出については、当初から

再輸出用の精製なら差支えないとの方針をとって

いた。従って、申請のあった四社のうち、

この二社は自由貿易地域で精製して再輸出する

以上問題はないとされた。しかし、他の三社は、

再輸出ではなく沖縄の内需を対象としたものであり、

しかも、その精製能力、合計が沖縄の内需を

下回るに上回っているため、琉球政社は当初

三社の共同事業として精製能力に限って許可を与

えようとの方針を採つたが、右が困難であることが

判明し、更に三社の内、一社を選ぶことも難か

しい状況であった。(これには、三社間の競争

関係のほか、沖縄の内部における各社の利害関

係や米民教社界からの間接的な圧力の中

で複雑な事情があった模様である)。

結局、琉球政府は内需用ではなく、輸出用

の精製施設に限って認めるとして、1月

17日、三社に対し、この旨を通告、18日

までに申請の差し替えをせよと促された。

三社は、内需用から輸出用への変更について、充分

検討する所間的余裕もなく、とくに権利関係は

とつて、この腹で差し替え申請を行ったもの

のとみられる。その結果、1月20日四社に

対し、許可書が授与された。

2. 許可の条件

琉球政府は許可に際し、12ヶ条の条件

を付した。そのうち主要なものは次のとおりである。

(1) 自由貿易地域指定

(2) 島内販売は認めない。但し、民政社の

買付けたら、外国企業のための条件で

忘れずのことである。

(3) 公害防止措置

(4) 生産計画、輸出計画を定期的に提出すること。

(5) 許可の付与後一年以内の施設の建設を

開始しないときは、理由を明示して延期の

許可を申請すること。

(6) これらの条件に違反したときは、また

琉球政府の正当な要求に応じない場合は

許可を取消す（但し、琉球政府の正当な

要求が何を意味するかは明らかでなく、

例えば、沖縄資本を参考とせしめることを目的

と行政指導に従わない場合、許可取消しを

行われざることを当該当局の見解はあり

である。

3. 琉球政府の考え

日本政府とくらべて通産省は、低廉な

石油の供給、資本自由化との関連をいって

親善から石油行政を考えたというのに対し、

琉球政府は、極端に言えば、と何の産業が

来るとすれば良いという考えであり、その

意味では沖縄内需と精製能力とを

とすも、本来企業の手には取れないという

題であり、自由貿易地域指定という条件を
 付した上で、日本政体との調整を考慮した結果
 であることである。(琉球政体は、将来、内需
 専用の精製企業、の設置を認めようとする
 気持と併せている模様である)
 また、外資、内資の比率にも併せて関心
 がある。許可条件でもこの点には全く触れて
 いない。最も、琉球政体は一般に外国
 企業に対し、沖縄資本の参加を認めよう
 として行政指導を行っているが、在沖
 資本を主として利潤にあおらせようとする理由

にも通じてあり、沖縄資本の側にも参加意欲が
 高い場合には、放棄などの態を採ることもない。
 沖縄の現地資本は量的にも限界があり、今回許可の
 米系^{石地}会社については、沖縄資本が参加したとしても
 その比率は数%程度に止まり、後は、沖縄資本
 が一社に集中したとしても20%を越えることは
 ないかとみられる。なお、カルブは許可申請で沖縄
 資本の参加は minority 程度と支えたいと(2113)
 以上のよう、本上との政策の調整は、余り
 考慮に及ぼさずとも、将来的にも、日米
 諮問委員の発足を控えて、本上との協議も

行わぬに決定を急いだ点とあり、この点について
 質したところ、琉球政務副首席は、日米諮問委
 の発足によって、日本政府と協議するに比べて
 は、決定までの時間がかかり、その防犯政策の
 影響もあって、折角沖縄に進出しようとして
 いる米國資本が進げぬ恐れがあるためだと
 説明している。(通産局長は、沖縄は
 講和条約締結の際に、本土の独立と引き換
 えに犠牲にされたのであり、従来、日本政府
 は沖縄について、真摯に相談を怠りてくれ
 なかった。従って自分の利益は自分で考え

がらを得ない(と述べた)。
 本土の政策との調整については、復帰の際
 に考える方針のようであり、既述のよう
 自由貿易地域指定は調整を考慮に入
 れた措置であるとしているが、実際には、復
 帰の際に自由貿易地域の扱いが問題
 となろうから、自由貿易地域指定措置に
 よって調整が行われたとは去えない。
 なお、今回の自分(西中)の訪問につ
 いては、琉球政務側からは内政干渉と見られ
 反撥は全くなく、むしろ、何故もって

早く来届かつたかとの質問があった。先方は、文書

による日本政府の申入れの形を採る場合には、

米側から抵抗があることも考えられるが、直接の

話し合いによる場合には、問題に陥ることは

なく、また相互の意思疎通のためにも、その

方が効果的であると述べていた。

4. 今後の見通し

既述の様にカルフ以外の三社は、^米本業

内需を対象としていたにも拘わらず、琉球

政府の通告によつて、とにかく権利を確保

しておくことの動機から再輸出用製油所

の設置申請とする~~方針~~^{こと}の方針を転換した

ものであり、このような事情からしても今後

各社が直ちに製油所建設に着手し、早期

に操業開始するかどうかは疑わしい。従

つて問題は今後に残されていると云えよう。

かつとも、再輸出基地は、本土で従来若之

いられている central terminal station
 (鹿児島に造られている)と同じ目的を
 もつものであり、大型タンカーで来たものを
 一旦陸揚げして、小型タンカーで、それぞれ
 の仕向地に輸送することにより輸送コスト
 の軽減を計る等の利点がある。その際
 一部を精製し、出来た製品(重油、軽油、
 ガソリン等)を原油に加えることにより、
 重油分の多い原油、ガソリン分の多い原油
 といった種類分けをして各仕向地に輸送
 するという技術的必要性から、再輸出基地に

精製施設も必要である。従って、今回許
 可された精製施設をもつた再輸出基地
 にもそれだけの意味はあるわけだ。再輸出
 を行う場合、市場は主として東南アジアに
 なるが、カルフは本当に事業を進めていく
 気があるとみられるもの、他の三社については、
 既述のようにその意図は不明である。
 5. その他
 1) 丁度総務長官が沖縄を訪問し記者
 会見を行っていたが、総務長官は今回の
 琉球政府の措置に対し批判がましい

ことは云わず、單に將來復帰の際には
本土の政策との一本化が必要とならうと
述べていた。

(2) 現地新聞等は、今回措置において
本土の政策との調整が充分考慮されて
いないことに対する不安を表明していた。

(3) 現地財界の内部事情は複雑で、数人
の主要人物がそれぞれ米民政府、琉球
政府、本土政界あるいは、米石油各社
と密接な連携関係にあると云われており、

なお、ガルフから沖縄政界に還幸資金

が流れたとか、^{在米肉也}本土の政界にも米系石油
会社の手がのびているとか、いう噂もある。

(4) 沖縄には本土資本の進出に対する
不安があるようだ。これには、内地資本
に対する歴史的な反感、米國施政下に
おける現状が感情的には一応満足すべ
きものであるとの認識のほか、米人の下で
働く方が、内地人の(下層)に立つよりも
良いという感情的な面もあるようだ。

(5) ^{復帰後の3%と同様、現行}本土における地方石油行政制度に
関する千葉課長の復函に対し) 本土の

石油行政は、精製面は中央が直接行
 こととしており、また販売については、地方
 通産局を通じて行っている。従って果
 然の石油行政は行われていない。

北米局



経済局

総務参事官
了了課長

参事官

北米課長

米国石油資本の純進出問題

4.2.1.29 米北

1.月23日、沖繩訪問中の田中総務長官が
琉球政府首魁と会談の際に及ぼす

本件は南米討議要旨次通り。
(北米課佐藤同席)

小渡副主席より、本件経済の説明が不十分。
昨年4社より申請をうけた後、8月10日
から22日、北米課の

日本政府より、(1)資本構成上、外資を50%以下
とすること。(2)日本本土への純進出資本の4%

許可ありとの2条件を考慮する非公式要請
があり、琉球政府はこれに非公式要請と
して対応

検討したが、各社毎に、外資率割合を3回以内
に抑え、合計を2%以内とする。純進出は2%を超える巨大
な投資

外資を輸入できることは千載一遇のチャンス
 であることにも鑑み、昨年11月、輸出入の
 バランスをとる上から輸出の主体となるものを一社、
 国内需用用を1社とすることから「カール」の
 結論に至った。申請を提出した4社の
 うち「カール」は当初より輸出向けを計画して
 きた。カールは本土に直輸出して「カール」
 である。カールを輸出用とし、自由貿易地域に
 指定、他の3社とまとめて、内需用とすることを
 検討したが、3社とまとめることも不可能であり
 他方、3社の内1社を「カール」にすることも困難であった。
 ことから3社に対しては、輸出向けに申請書
 を修正することを指示した。3社とも修正
 した申請書を提出したが、このうち「カール」

にも許可を与えることとした。カールは
 4社を国内(?)にすることを内通も
 あるので、「カール」も自由貿易地域に指定
 した。従って、国内需用の1社と「カール」があるか
 は今後の問題として残っている。
 中には、山野特産局長より、通産省・鉱山
 局長より依頼(と12) (1) 中絶の本土復帰
 後は、この外国資本の本土の石油政策に従っ
 て「カール」(2) 本土復帰に至る向にあること。
 本土の石油政策の調整に努力してほしい。
 (松本国主席より、中絶の本土復帰後
 からは4社の本土の石油政策に従うこと)

案第1案、また、その案については、この4社
 とも、日本市場の攪乱は考えられない、自登

的^に本土市場に進出し、^二旨の^一旨書^二一札
とつてある旨答えた。これに対し、田中長官

外債増額の
Fリ、果敢として一着を打つべきは、資本導入
で有り。従って、今回の米系資本導入も原則

的には結構だと思ふ。将来、石油コンビナートと
つくる計画もあるかもしれず、基地経済に代る

米側の企業基地を設けることも高いと思ふ。しかし、
この際、日本~~と~~岸に本土復帰の際の

問題を考慮してほしい旨述べた。

後刻、北米課佐藤のUSCAR、~~の~~リーヴス
経済局長より入付せる上記4社に対する許可書

22-11条の通り。

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office Of The Chief Executive
Naha, Okinawa

GRI-T&I(T&C)-15-21

1968. 1. 16

Mr. W. W. Finley, Jr.
Representative of the Gulf Oil Corporation
c/o Roy K. Nakada Law Office

Dear Sir:

This is in reference to your application for Foreign Investment License dated 24 June 1967.

Upon careful examination of your application, this office has determined to approve it, and the Foreign Investment License is hereby issued to you, as enclosed.

We are looking forward to the progress and success of your enterprise and wish your project contribute to the development of the Ryukyuan economy.

Incl: Foreign Investment License No. 383

SEIHO MATSUOKA
Chief Executive

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Chief Executive
Naha, Okinawa

1968. 1. 16

FOREIGN INVESTMENT LICENSE NO. 383
(Gulf Oil Corporation)

Gulf Oil Corporation, a Pennsylvania corporation, United States of America, hereinafter referred to as the licensee, is hereby authorized to engage in business in the Ryukyu Islands in accordance with the provisions of HICOM Ordinance No. 11, subject: Foreign Investment in the Ryukyu Islands, dated 12 September 1958, as amended, and the provisions stated in the paragraphs below.

1. The licensee will manufacture petroleum products with the petroleum distillatory apparatus of 100,000 barrels per day and other equipments used for oil refinery in the area where he holds by lease on Henza-Jima, Yonagusuku-son, Okinawa, in accordance with Paragraph 6-a (Type of business and facilities), Paragraph 6-b (Amount and form of foreign investment) and Paragraph 6-c (Employment and other benefits to Ryukyuan economy), which are stated in your application for foreign investment license for the proposed Okinawa refinery, dated 24 June 1967, and the amended application respecting the establishment of refinery on Okinawa, submitted to this office. However, when the licensee intends to make an additional construction or reconstruction of the said facilities, he shall obtain prior approval from the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands.
2. The licensee shall establish a corporation under the laws and regulations in effect in the Ryukyus, and make an investment of approximately 60 million U.S. dollars (\$60,000,000) for the conduct of the business stated in the paragraph 1, above. However, when the licensee intends to make capital investment, he shall make a report to this office on all such occasions, together with a certificate of remittance issued by a foreign exchange bank.
3. The licensee shall obtain the authorization as a Free Trade Zone from this office pursuant to Paragraph 5 of HICOM Ordinance 12, dated 12 September 1958, entitled "Foreign Trade in the Ryukyu Islands", prior to starting the construction of the plant facilities in the area where he intends to establish the plants stated in Paragraph 1, above.
4. This license does not authorize the licensee to sell the petroleum products within the Ryukyu Islands. However, this does not apply to the case if the licensee is approved the wholesale in accordance with the laws and regulations on the procedure of export into the Ryukyu Islands.
5. The licensee shall not construe that this enterprise authorized by this license is a monopolistic enterprise authorized in the Ryukyu Islands.

6. The licensee shall install the latest model equipments which are now in use or have been experimented in the international refinery enterprises, for the complete prevention of public nuisance such as air pollution, water contamination, noises, etc. The Government of the Ryukyu Islands is empowered to order the improvement on the equipments from the standpoint of the anti-public nuisance policy. In case the licensee fails to comply with the aforesaid order, he may be ordered suspension of the business.

7. If it is confirmed that the damage to the air, water and human body and object (including fishing right) are caused by the licensee's business operation, he shall compensate completely for the damage under the provisions set forth in the existing laws and regulations.

8. Upon starting the licensed enterprise, the licensee will make an immediate report to this office in writing as to the name of the enterprise and plans of production and export. The licensee will make a report to this office as to the actual condition of the production and sales, together with the financial statement for the period, within sixty (60) days after the end of each fiscal year.

9. When the licensee is unable to start within one year the construction of the plants set forth in paragraph 1, above, he shall submit to this office an application for extension of the business commencement, stating the reasons, and obtain the approval thereof from this office.

10. If the licensee fails to comply with the conditions described in this license or lawful requirements made by this office, he shall be subject to the restriction of the validity of the license or legal action.

11. When the licensee intends to transfer the enterprise granted by this license or take over any other business, it does not become effective unless he shall obtain the approval of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands.

12. This license shall be effective upon the date of issuance.

SEIHO MATSUOKA
Chief Executive

• Note:

This license is written in the English and Japanese languages, and in the event of disputes of interpretation the Japanese version will govern.

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Chief Executive
Naha, Okinawa

GRI-T&I(T&C)

Mr. W. B. Cleveland
President of the Esso Standard Eastern, Inc.

Dear sir:

This is in reference to your application for Foreign Investment License dated 19 September 1967.

Upon careful examination of your application, this office has determined to approve it, and the Foreign Investment License is hereby issued to you, as enclosed.

We are looking forward to the progress and success of your enterprise and wish your project contribute to the development of the Ryukyuan economy.

Incl: Foreign Investment License No.

SEIHO MATSUOKA
Chief Executive

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Chief Executive
Naha, Okinawa

FOREIGN INVESTMENT LICENSE NO.
(Esso Standard Eastern, Inc.)

Esso Standard Eastern, Inc., a Delaware corporation, United States of America, hereinafter referred to as the licensee, is hereby authorized to engage in business in the Ryukyu Islands in accordance with the provisions of HICOM Ordinance No. 11, subject: Foreign Investment in the Ryukyu Islands, dated 12 September 1958, as amended, and the provisions stated in the paragraphs below.

1. The licensee will manufacture petroleum products with the petroleum distillatory apparatus of 80,000 barrels per day and other equipments used for oil refinery in the area where he holds by lease on reclaimed land of the eastern coast in Nishihara-son, Okinawa, under the letter of amended acceptance (conditionally agreement of between GRI and licensee) on 18 January 1968, in regard to the application of foreign investment license with submitted to this office on 19 September 1967. However, when the licensee intends to make an additional construction or reconstruction of the said facilities, he shall obtain prior approval from the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands.

2. The licensee shall establish a corporation under the laws and regulations in effect in the Ryukyus, and make an investment of approximately 55 million U.S. dollars (\$55,000,000) for the conduct of the business stated in the paragraph 1, above. However, when the licensee intends to make capital investment, he shall make a report to this office on all such occasions, together with a certificate of remittance issued by a foreign exchange bank.

3. The licensee shall obtain the authorization as a Free Trade Zone from this office pursuant to Paragraph 5 of HICOM Ordinance 12, dated 12 September 1958, entitled "Foreign Trade in the Ryukyu Islands", prior to starting the construction of the plant facilities in the area where he intends to establish the plants stated in Paragraph 1, above.

4. This license does not authorize the licensee to sell the petroleum products within the Ryukyu Islands. However, this does not apply to the case if the licensee is approved the wholesale in accordance with the laws and regulations on the procedure of export into the Ryukyu Islands.

5. The licensee shall not construe that this enterprise authorized by this license is a monopolistic enterprise authorized in the Ryukyu Islands.

6. The licensee shall install the latest model equipments which are now in use or have been experimented in the international refinery enterprises, for the complete prevention of public nuisance such as air pollution, water contamination, noises, etc. The Government of the Ryukyu Islands is empowered to order the improvement on the equipments from the standpoint of the anti-public nuisance policy. In case the licensee fails to comply with the aforesaid order, he may be ordered suspension of the business.

7. If it is confirmed that the damage to the air, water and human body and object (including fishing right) are caused by the licensee's business operation, he shall compensate completely for the damage under the provisions set forth in the existing laws and regulations.

8. Upon starting the licensed enterprise, the licensee will make an immediate report to this office in writing as to the name of the enterprise and plans of production and export. The licensee will make a report to this office as to the actual condition of the production and sales, together with the financial statement for the period, within sixty (60) days after the end of each fiscal year.

9. When the licensee is unable to start within one year the construction of the plants set forth in paragraph 1, above, he shall submit to this office an application for extension of the business commencement, stating the reasons, and obtain the approval thereof from this office.

10. If the licensee fails to comply with the conditions described in this license or lawful requirements made by this office, he shall be subject to the restriction of the validity of the license or legal action.

11. When the licensee intends to transfer the enterprise granted by this license or take over any other business, it does not become effective unless he shall obtain the approval of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands.

12. This license shall be effective upon the date of issuance.

SEIHO MATSUOKA
Chief Executive

Note:

This license is written in the English and Japanese languages, and in the event of disputes of interpretation the Japanese version will govern.

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Chief Executive
Naha, Okinawa

GRI-T&I(T&C)

Mr. F. W. Zingaro
Vice President of Caltex Petroleum Corporation

Dear sir:

This is in reference to your application for Foreign Investment License dated 25 August 1967.

Upon careful examination of your application, this office has determined to approve it, and the Foreign Investment License is hereby issued to you, as enclosed.

We are looking forward to the progress and success of your enterprise and wish your project contribute to the development of the Ryukyuan economy.

Incl: Foreign Investment License No.

SEIHO MATSUOKA
Chief Executive

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Chief Executive
Naha, Okinawa

FOREIGN INVESTMENT LICENSE NO.
(Caltex Petroleum Corporation)

Caltex Petroleum Corporation, a Delaware corporation, United States of America, hereinafter referred to as the licensee, is hereby authorized to engage in business in the Ryukyu Islands in accordance with the provisions of HICOM Ordinance No. 11, subject: Foreign Investment in the Ryukyu Islands, dated 12 September 1958, as amended, and the provisions stated in the paragraphs below.

1. The licensee will manufacture petroleum products which the petroleum distillatory apparatus of 40,000 barrels per day and other equipments used for oil refinery in the area where he holds by lease on Aza-Kuba, Nakagusukuson and (Public-water-surface-reclaimed-land in front of) Aza-Toguchi, Kitanakagusuku-son, Okinawa under the letter of amended acceptance (conditionally agreement between GRI and licensee) on 18 January 1968, in regard to the application on Foreign Investment with submitted to this office on 9 August 1967. However, when the licensee intends to make an additional construction or reconstruction of the said facilities, he shall obtain prior approval from the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands.
2. The licensee shall establish a corporation under the laws and regulations in effect in the Ryukyus, and make an investment of approximately 40 million U.S. dollars (\$40,000,000) for the conduct of the business stated in the paragraph 1, above. However, when the licensee intends to make capital investment, he shall make a report to this office on all such occasions, together with a certificate of remittance issued by a foreign exchange bank.
3. The licensee shall obtain the authorization as a Free Trade Zone from this office pursuant to Paragraph 5 of HICOM Ordinance 12, dated 12 September 1958, entitled "Foreign Trade in the Ryukyu Islands", prior to starting the construction of the plant facilities in the area where he intends to establish the plants stated in Paragraph 1, above.
4. This license does not authorize the licensee to sell the petroleum products within the Ryukyu Islands, However, this does not apply to the case if the licensee is approved the wholesale in accordance with the laws and regulations on the procedure of export into the Ryukyu Islands.
5. The licensee shall not construe that this enterprise authorized by this license is a monopolistic enterprise authorized in the Ryukyu Islands.

6. The licensee shall install the latest model equipments which are now in use or have been experimented in the international refinery enterprises, for the complete prevention of public nuisance such as air pollution, water contamination, noises, etc. The Government of the Ryukyu Islands is empowered to order the improvement on the equipments from the standpoint of the anti-public nuisance policy. In case the licensee fails to comply with the aforesaid order, he may be ordered suspension of the business.

7. If it is confirmed that the damage to the air, water and human body and object (including fishing right) are caused by the licensee's business operation, he shall compensate completely for the damage under the provisions set forth in the existing laws and regulations.

8. Upon starting the licensed enterprise, the licensee will make an immediate report to this office in writing as to the name of the enterprise and plans of production and export. The licensee will make a report to this office as to the actual condition of the production and sales, together with the financial statement for the period, within sixty (60) days after the end of each fiscal year.

9. When the licensee is unable to start within one year the construction of the plants set forth in paragraph 1, above, he shall submit to this office an application for extension of the business commencement, stating the reasons, and obtain the approval thereof from this office.

10. If the licensee fails to comply with the conditions described in this license or lawful requirements made by this office, he shall be subject to the restriction of the validity of the license or legal action.

11. When the licensee intends to transfer the enterprise granted by this license or take over any other business, it does not become effective unless he shall obtain the approval of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands.

12. This license shall be effective upon the date of issuance.

SEIHO MATSUOKA
Chief Executive

Notes:

This license is written in the English and Japanese languages, and in the event of disputes of interpretation the Japanese version will govern.

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Chief Executive
Naha, Okinawa

GRI-T&I(T&C)

Mr. John M. Garoutte
Kaiser Cement and Gypsum Corporation

Dear sir:

This is in reference to your application for Foreign Investment License dated 9 May 1967.

Upon careful examination of your application, this office has determined to approve it, and the Foreign Investment License is hereby issued to you, as enclosed.

We are looking forward to the progress and success of your enterprise and wish your project contribute to the development of the Ryukyuan economy.

Incl: Foreign Investment License No.

SEIHO MATSUOKA
Chief Executive

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Chief Executive
Naha, Okinawa

FOREIGN INVESTMENT LICENSE NO.
(Kaiser Cement and Gypsum Corporation)

Kaiser Cement and Gypsum Corporation, a California corporation, United States of America, hereinafter referred to as the licensee, is hereby authorized to engage in business in the Ryukyu Islands in accordance with the provisions of HICOM Ordinance No. 11, subject: Foreign Investment in the Ryukyu Islands, dated 12 September 1958, as amended, and the provisions stated in the paragraphs below.

1. The licensee will manufacture petroleum products with the petroleum distillatory apparatus of 35,000 barrels per day and other equipments used for oil refinery in the area where he holds by lease on public-water-surface reclaimed land in front of Awase, Misato-son, Okinawa, under the letter of amended acceptance (conditionally agreement of between CRI and licensee) on 17 January 1968, in regard to the application of foreign investment license with submitted to this office on 9 May 1967. However, when the licensee intends to make an additional construction or reconstruction of the said facilities, he shall obtain prior approval from the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands.
2. The licensee shall establish a corporation under the laws and regulations in effect in the Ryukyus, and make an investment of approximately 30 million U.S. dollars (\$30,000,000) for the conduct of the business stated in the paragraph 1, above. However, when the licensee intends to make capital investment, he shall make a report to this office on all such occasions, together with a certificate of remittance issued by a foreign exchange bank.
3. The licensee shall obtain the authorization as a Free Trade Zone from this office pursuant to Paragraph 5 of HICOM Ordinance 12, dated 12 September 1958, entitled "Foreign Trade in the Ryukyu Islands", prior to starting the construction of the plant facilities in the area where he intends to establish the plants stated in Paragraph 1, above.
4. This license does not authorize the licensee to sell the petroleum products within the Ryukyu Islands. However, this does not apply to the case if the licensee is approved the wholesale in accordance with the laws and regulations on the procedure of export into the Ryukyu Islands.
5. The licensee shall not construe that this enterprise authorized by this license is a monopolistic enterprise authorized in the Ryukyu Islands.

6. The licensee shall install the latest model equipments which are now in use or have been experimented in the international refinery enterprises, for the complete prevention of public nuisance such as air pollution, water contamination, noises, etc. The Government of the Ryukyu Islands is empowered to order the improvement on the equipments from the standpoint of the anti-public nuisance policy. In case the licensee fails to comply with the aforesaid order, he may be ordered suspension of the business.

7. If it is confirmed that the damage to the air, water and human body and object (including fishing right) are caused by the licensee's business operation, he shall compensate completely for the damage under the provisions set forth in the existing laws and regulations.

8. Upon starting the licensed enterprise, the licensee will make an immediate report to this office in writing as to the name of the enterprise and plans of production and export. The licensee will make a report to this office as to the actual condition of the production and sales, together with the financial statement for the period, within sixty (60) days after the end of each fiscal year.

9. When the licensee is unable to start within one year the construction of the plants set forth in paragraph 1, above, he shall submit to this office an application for extension of the business commencement, stating the reasons, and obtain the approval thereof from this office.

10. If the licensee fails to comply with the conditions described in this license or lawful requirements made by this office, he shall be subject to the restriction of the validity of the license or legal action.

11. When the licensee intends to transfer the enterprise granted by this license or take over any other business, it does not become effective unless he shall obtain the approval of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands.

12. This license shall be effective upon the date of issuance.

SEIHO MATSUOKA
Chief Executive

Note:

This license is written in the English and Japanese languages, and in the event of disputes of interpretation the Japanese version will govern.

秘
まで

北米課長
アジア課長

沖繩における米国石油資本
進出問題に対する通産省の
見解

43.8.28
至P

北米課佐藤事務官、アジア課丸山大和事務官
は、8月28日、通産省鉱山局石油計画課の棚

橋事務官を往訪し、沖繩における米国石油資本の進
出問題について、その後の経過及び、通産省の考え

方策について、下記のとおり聴取した。

記

1. 意見交換のチャネルの問題

まず、わが方より、本件をめぐる米民政府の政策

は、沖繩自体の経済発展のみを念頭におき、施政

叔返還後の本邦石油政策との関係には殆んど
意を用いていないと思われる点を指摘した。

通産省とは、その方針を琉球政府に伝達して
も十分な効果は期待出来ぬとしているものの如く、

直接各石油会社に連絡をとり、同省の意向が尊重
されることを期待している趣であった。

ここで、わが方より、米民政府との連絡の必要
性を指摘したところ、先方もこれを認め検討する
と述べた。

2. ガルフ・カイザー、カルテックス、エッソの動き

1月20日石油製精事業の認可を受けた米国

系4石油会社のその後の動きは次のとおり。

(1) カイザー、カルテックス

両米国会社のバックアップで、琉球

石油、琉球セメント、日本石油の3社が協力して、「東洋石油精製株式会社」が7月29日設立された。

(別添新聞記事参照) 払込資本金50万ドルで、第1期工事日産2万5千~3万バレルの規模で、工場は70年初頭に完成し、生産量は沖縄内需に向けられる。(註: 総理府特連局によれば、現在沖縄の民需は6,500バレルで、70~71年には1万バレルと見込まれている由。又、電力公社(米民系)の需要は現在8,658バレルで、70~71年にはこれが2万923バレルとなる見込まれている由。)

これは、沖縄内需に向けられる小規模のものであるので、通産省としても、この程度のものであれば仕方がないかと考えている。

(2) エッコ
 エッコ・スタンダード・沖縄という現地法人(Paper Company)を設立し、精油工場建設の準備を進めている。(註: 総理府特連局によれば、資本40万ドルで、5月24日会社設立、9月に工場用地埋立てを行なう由) 同社の方針は、生産物はすべて輸出に向ける由なるも、その後、同方針にやむ動機がある模様。

(3) ガルフ
 CTS(原油貯蔵タンク基地)建設を目指しているが、土地問題が未解決の模様。

3. 通産省の考え方
 (1) 基本的な方針
 通産省の基本的考え方は以前と変わら

いない。(註: 即ち ①日本本土に進出していない新規石油資本を認めない。②外資比率を50以下にする。③精製能力を沖縄の需要内におさえる。④沖縄より本土に輸出される石油製品が本邦市場を攪乱しない。⑤将来沖縄が本土復帰したときには設備調整の行政指導に従う。)

(2)米系4社に対する態度
琉球政府が通産省の意向を無

視して、4社ともに認可を与えたことを遺憾に思っている。通産省としては、琉球政府に言っても十分聞いてもらえないので、4社には、直接連絡をとってこちらの言命を聞いてもらうように努めている。

特に、沖縄が日本本土に復帰した場合は、当然石

油業法に基づく通産省の石油政策が適用されること。従って、復帰前の実績が復帰後の既得権とは必ずしもならない点を再三強調しており、各社とも通産省の意向を尊重してくれるものと期待している。

(3)米民政府リープス経済局長との連絡について

4社認可に懲りて、琉球側との接触を断念したわけではない。わが方の考え方を同局長に伝えることについては、今後検討したい。

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

条約課長
法規課長

林北郎

ガルフ・エッソの沖縄進出(新聞記事)

46. 1. 22
米北一

1月22日付朝日新聞朝刊2面の「通産省はガルフ・エッソ・スタンダード両社の沖縄進出認可の方針を決め、これを両社に正式に伝えることにより、沖縄への石油外資の“かび”進出問題は一応落着いた」との趣旨の記事につき、通産省外資課(細田事務官)(別添)

1. 照会にこれより、つぎのとおり、ご答復を。

1. 通産省が全般、両社の沖縄進出を認

2

めなというわけはなく、従って、これを両社に正式に伝えることもあり得る。

(かねより)

通産省は、両社が既に日本本土の民間企業と合併することを条件とし、先方がこれに従うなら、その進出を認め得ることを両社に伝えることあり、両社も、この条件に従う方向を表明して、これに同意が、また最終的にこれが結着した認識がある。

2. 従来、上記の状況については、日本経済日刊工業等の各紙が報じていたが、朝日新聞については、これをはいが記事にしているが、内容は各紙の火燒き直りに過ぎないが、体裁上、両社が政府に念書を入れたこと一応落着いたことが書かれたものと思われる。その外は事実上、全くの推測記事である。

3. 地方、在東京ハロウエー・ガルフ社にも本件の事実関係につき訊ねたところ、清水輸出販売部員（沖繩振興の青森部長、米国出張中の代理）より、W. H. Blackledge ガルフ・オイル・イースト・アジア副社長に確認せる結果なりとして、つぎのとおり述べた。

(1) ガルフ社は本件に關し、通産省より「何か何ら正式な通知を受けたり否...」

(2) 日本政府より念書云々については、昨年夏頃、ハロウエー・ガルフ・オイル・イースト・アジア社長から通産省に書簡を出したことがあり、(手紙) (以て、思ひ当りては、右書簡は「年々」)

其の性質のものではなく、通産省とガルフが行なつてゐる話し合いの内容を確認するメモランダム(話し合いの現況を述べたもの)的性質のものである。右書簡の内容についてはコメント等は「答へ」に記述してある。

又、通産省の「通産省」局長は、5月23日、(「通産省」)

GA-6 外務省

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
条約課長
法規課長
北米第二課長

エソンのセネラル石油、住友化学工業との資本提携計画について

4. 5. 30.
米北一

5月30日付日経朝刊に載つてゐる「エソンの沖繩製油の建設計画」について、セネラル石油、住友化学工業の2社がエソンの資本提携に入らぬこと、近く3社で具体的な提携内容を固く通産省に認可を申請する、との記事（別紙参照）に

圖り、30日通産省石油計画課長官事務官の照会したところ、上記のとおり、内務省

GA-5 外務省

この準備書代用印
陸軍大臣
海軍大臣
逓信大臣
文部大臣
司法大臣
農林大臣
商工大臣
内務大臣

記
1. イソトセチン石油、住友化学工業の 2社との資本提携の活字 非公式にて 御話し合ふ。通産省に於て正式に提携 相済み、既に出来はぬ。
2. 通産省に認可申請が主の場合、通産省に ては、(1) 割合は例、出資率が50% のあり、(2) 設備能力等の包帯内容、 (3) 割合が資本提携の割合に 等しい場合、正式申請の必要は無い。 通産省に於ては、(1) 割合は例、出資率が50%以上、 (2) 設備能力等の包帯内容、 (3) 割合が資本提携の割合に
(2) 割合は例、出資率が50%以上、(3) 割合は

イソトセチン石油と住友化学工業との 資本提携に於て、住友化学工業との 取引関係と親密な関係のあり、 住友化学工業との関係は、 能力等、包帯内容を検討するに なる。
--

エッソの出資要請に応じる ゼネラル石油・住友化学

沖繩製油所建設で 近く具体案固め申請へ

近く具体案固め申請へ

ゼネラル石油、住友化学は十九日、かねてエッソのスタンダードオイル・ニューヨーク社から製油所の申し入れがあったエッソの沖繩製油所建設計画に対して、出資に応じる方針を固め、それをエッソ側にも正式に提示する。近く具体的な建設計画を両社間で固める見込みだ。

エッソは沖繩西原地区に日産八万ガロンの製油所を、四十八年建設開始の手定めで建設する計画で、すでに建設費の認可を得ている。しかし沖繩が四十七年に日本復帰するため、エッソは建設費を同地所が土地の製油所と同様にそのまま繰り越せる予定で、日本側がその形が国の石油管理法に適合するよう出資計画を練り直している。

このためエッソはかねて石油化学原料の取引面で親密な関係にある住友化学工業と、日本石油精製を共同出資しているゼネラル石油とそれぞれに対して、石油所の資本提携を申し入れた。これに対し住友化学は、今後石油化学工業の大動向に伴い、ますます原料ナフサが必要になること、住友グループ内に有力な石油製油業がないことを考慮し、製油所が建設された後、エッソの沖繩製油所に出資する方針を固めた。ゼネラル石油では、沖繩製油所へ出資するのほかに、日本側が石油所を建設するに必要とする土地の取得費用など、石油所の建設費を分担する意向を示している。三社の具体的な提携内容は、月間別の一案として、エッソの石油化学原料の取引で親密な関係にある住友化学工業(資本金百万円)とエッソ石油(資本金百万円)の資本比率を三割五割、日本側がその際、エッソ石油、日本側五割の比率で出資提携を調整して、申し入れた。

これに対し日本側三社は、日米均等の出資比率に同意しているものの、三千万円の資本金を出資の負担が重過ぎるとして断念を

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米才二課長
北米才一課長
条約課長

在沖繩石油外資企業
46.5.29
米北一

今般、通産省外資課より、現在沖繩に
進出している石油関係外資企業6社の
現況及び復帰後の取扱に關する調整
状況等につき、別添ペーパーの通り通知
越したのこ、参考資料の回覧に在ります。
なお、外資課によれば、在ペーパーには記載され
(が交渉中)
ていないが、これは石油外資の本土企業との資本提
携は、現在和米とのつぎの通りである由。
判明している

石油外資企業 提携先

1. ガルフ石油精製 出光石油(子会社) 及び三菱化成
2. エッソスタンダード 住友石油及びセノラル (オキナワ) 石油

沖縄進出の石油外資企業に対する調整状況

46.5.24

1. ガルフ石油精製 Co. Ltd

同社は1972年1月より日産10万BLの石油精製設備を

稼働すべく現在工事中である。同社は100%外資企業で

あるため、本土復帰にあたり外資法上の問題のないよう現在民族

系精製企業と資本提携交渉を進めつつある。なお精製能力

については、本土復帰に際し国内精製業への悪影響のない

よう必要の調整を行なうこととしている。

2. ガルフエーシアンファミリー

同社は120万BLの野油能力を有するファミリー会社で

あり、既に1970年12月より稼働している。

同社についても復帰にあたり外資法上の問題のないよう

民族系石油企業との間に資本提携交渉を進めつつある。

3. インスタンダード (オナワ) Ltd

同社は1972年2月より日産8万BLの石油精製設備を稼動すべく現在工事中である。同社もガルフと同様100%外資会社であるため、現在民族系石油企業との間に資本提携交渉を進めつつある。なお、本土復帰にあたり国内精製業への悪影響のないよう所管の調整を行なうこととしている。

4. インスタンダード石油 (沖縄)

現在USCAR (米政府)への石油供給業務を行なっているが、復帰後は本土の元売りエックススタンダードと関係で問題がある。

このため、復帰時までに当省の行政指導に従い問題のないよう措置するよう現在同社と交渉中である。

5. カルテックス (アジス) Ltd (支)

同社は従来USCARへの石油製品の供給等と業務としてIT企業(本社は香港であり沖縄は支店)であるが、復帰

(米国) 沖縄県

(1972年11月)

後には、本土の元売りである日本石油との関係で問題がある。

このため、復帰時までに当省の行政指導に従い問題のないよう措置するよう現在同社と交渉中である。

6. シェル-スウェスト パシフィック Ltd (支)

同社は現在沖縄における石油の市場調査等を行っているが定款によれば石油の販売精製輸入等の業務を幅広く行なえることになっており、復帰後は本土の元売りシェル石油との間に問題を生ずる。

このため、復帰時に当省の行政指導に従い問題のないよう措置するよう現在同社と交渉中である。

延岡県 延岡市

(1972年11月)